

池田町地域防災計画
資料編

○池田町防災会議条例

制 定 昭和39年7月15日 条例第2号
最終改正 平成24年9月3日 条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき池田町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 池田町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか法律又は、これに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (2) 教育長
 - (3) 町議会議長
 - (4) 区長連合会長
 - (5) 消防団長
 - (6) 女性防火クラブ委員長
 - (7) 大垣消防組合北部消防署長
 - (8) 揖斐警察署池田交番長
 - (9) その他町長が特に必要と認める者
- 6 前項第1号の委員の定数は、4名とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

最終附則（平成24年9月3日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

○池田町災害対策本部条例

制 定 昭和37年12月26日 条例第15号

最終改正 平成24年9月3日 条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、池田町防災対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長が指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

最終附則（平成24年9月3日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

○池田町消防委員会条例

制 定 昭和30年4月14日 条例第20号

最終改正 平成3年3月22日 条例第8号

(設置)

第1条 本町における消防の十分なる発展に資し、もって消防行政の円滑な運営を図るため、消防委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(名称)

第2条 委員会は、池田町消防委員会と称する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の事項をつかさどる。

- (1) 消防団に関する重要事項について、町長の諮問に答え、又は町長に建議すること。
- (2) 消防団員の服務、待遇及び消防施設の改善、その他消防に関して町議会に建議すること。

(組織)

第4条 委員会は、消防関係者並びに町議会議員及び学識経験者をもって組織する。

2 委員の定数は、消防団関係6人、町議会議員6人及び学識経験者7人とする。

(委員長)

第5条 委員会の委員長は、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長に故障があるときは、委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(委員の選任及び委嘱)

第6条 委員のうち、町議会議員については、町議会議長が議会で諮ってこれを選任し、消防関係者及び学識経験者については、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 消防団関係者、町議会議員の職にあるため委員となった者の任期は、その在職期間中とする。

(委員会の招集)

第8条 委員会は、町長がこれを招集する。

2 委員の3分の1以上の要求があれば、町長は、その招集をしなければならない。

3 委員会の招集については、その日時、場所及び会議に付すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(定足数)

第9条 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

2 委員会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、同一事件について再度招集しても尚半数に達しないときは、この限りではない。

(表決)

第10条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、書記をして会議録を調製させ、会議の次第及び出席委員の氏名等を記載させなければならない。

(書記)

第11条 委員会に書記1名を置き、町長が任免する。

(委任)

第12条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は委員会においてこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

最終附則（平成3年3月22日条例第8号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

○池田町消防団の設置等に関する条例

制 定 昭和43年12月23日 条例第26号

最終改正 平成24年9月3日 条例第20号

(総則)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する消防団の設置、名称及び区域については、この条例の定めるところによる。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 法第9条第3号の規定に基づき、消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称及び区域は、次の表のとおりとする。

名 称	区 域
池 田 町 消 防 団	池 田 町 全 域

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 池田町消防団条例（昭和30年4月池田町条例第9号）は廃止する。

最終附則（平成24年9月3日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

○池田町消防団規則

制 定 昭和44年 1月25日 規則第7号
最終改正 平成20年12月26日 規則第66号

池田町消防団規則（昭和30年4月1日規則第4号）の全部を改正する。

（総則）

第1条 池田町消防団（以下「消防団」という。）の組織及び運営については、法令その他特別の定があるもののほか、この規則の定めるところによる。

（組織）

第2条 消防団に消防団本部、本部班及び次の分団を置く。

第1分団

第2分団

第3分団

第4分団

第5分団

2 第1項の分団にそれぞれ次の班を置く。

第1分団 第1班 第2班

第2分団 第1班 第2班

第3分団 第1班 第2班 第3班

第4分団 第1班 第2班

第5分団 第1班 第2班

第3条 前条に規定する消防団本部、分団、班にそれぞれ次の長を置く。

(1) 本部長

(2) 分団長

(3) 班長

2 本部長、分団長及び班長は、上司の命を受け、その分担業務を処理する。

第4条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

2 消防団長の職にある者の階級は、団長とし、その他の職にある者の階級は、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

（消防団長の職務代行）

第5条 消防団長（以下「団長」という。）に事故があるときは、あらかじめ団長の定める順序に従い、副団長の階級にある消防団員がその職務を代行し、団長、副団長ともに事故があるときは、あらかじめ団長の定める順序に従い、その他の消防団員がその職務を代行する。

（服制）

第6条 消防団の服制は、消防団員服制（昭和25年国家公安委員会告示第1号）による。

（訓練、礼式）

第7条 消防団の訓練、礼式は、消防用品具操法準則（昭和32年国家公安委員会告示第1号）岐阜県消防操法実施要領（昭和40年消第612号）及び岐阜県訓練礼式実施要領（昭和39年3月19日消第236号）による。

（表彰）

第8条 町長は、消防任務の遂行上特に功労があると認められるものに対し、表彰することができる。この場合において、団長以外の消防団員については、団長が表彰することができる。

第9条 前条の表彰は、次の各号に掲げる区分によるものとする。

- (1) 功績章を授与して行う表彰
- (2) 功労章を授与して行う表彰
- (3) 勤続章を授与して行う表彰
- (4) 賞詞を授与して行う表彰
- (5) 賞状を授与して行う表彰

2 功績章は、消防に関する功績が抜群で他に模範となると認められる者に対して授与する。

3 功労章は、消防団員として3年、7年にわたり勤続し、職務に精励し、一般の模範となると認められる者に対して授与する。

4 勤続章は、消防団員として、5年にわたり勤続した者に対して授与する。

5 賞詞は、消防に関し特に功労があると認められるものに対して授与する。

6 賞状は、消防業務遂行上著しい業績があると認められるものに対して授与する。

第10条 池田町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例（昭和43年条例第27号。以下「条例」という。）第7条の非常勤消防団員に関する分限及び懲戒に関する処分の手続は、次のとおりとする。

(1) 団員の意に反する分限及び懲戒の処分は、その旨を記載した書面を当該消防団員に交付して行わなければならない。

(2) 条例第5条第1項第1号に該当するときは、出場状況その他に基づき、勤務成績が良くないことを客観的に認定した結果によらなければならない。

(3) 条例第5条第1項第2号に該当するときは、医師2人を指示して、あらかじめ、診断を行わせた結果によらなければならない。

(4) 条例第5条第1項第4号に該当する場合において当該消防団員のうち、いずれを降任し、又は免職するかは、団長の裁量による。

（文書簿冊）

第11条 消防団には、次の文書簿冊を備え、常に整理しておかななければならない。

- (1) 団員の名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 設備、資材台帳
- (5) 区域内全図
- (6) 地理水利要覧
- (7) 手当受払簿
- (8) 給与品貸与品台帳

(9) 消防法規例規綴

(10) 雑書綴

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

最終附則（平成20年12月26日規則第66号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

○揖斐川水防事務組合水防組織

第1 水防隊

- 1 水防隊は、揖斐川町、大野町、池田町及び神戸町の各消防団をもってそれぞれ組織（以下「各町水防隊」という）する。
- 2 管内水防隊の統轄を図るため、揖斐川水防事務組合に水防隊本部を置き、常に国土交通省木曾川上流河川事務所、同揖斐川第一出張所、同横山ダム工事事務所、岐阜県水防隊本部、同揖斐支隊（揖斐土木事務所）、揖斐警察署及び、木曾川洪水予報連絡会、その他関係機関と密接な連絡の下に水防の万全を期するものとする。

第2 水防隊本部の編成及び分担任務

職名	担当職	分担任務
本部長	管理者（揖斐川町長）	水防事務及び水防隊の統轄
副本部長	副管理者（大野町長）	本部長の補佐及び本部長に事故あるときの代理
〃	池田町長	
〃	神戸町長	
本部付	事務局長	本部長の命を受け水防計画の立案と推進
水防隊長	各町消防団長	水防活動の指揮

第3 水防区域

揖斐川	左岸	揖斐川町北方西平地先から下流大野町大字下座倉地先根尾川合流点まで
	右岸	揖斐川町上野東広尾地先から下流池田町大字白鳥地先まで

第4 各町水防組織と水防担当地域

水防隊の人員及び水防担当区域は、次のとおりとする。ただし、相互に応援するものとする。

水防隊名	水防隊長	分団	人員	水防担当区域
水防隊本部 (0585)22-0215				
揖斐川町水防隊 (0585)22-2111	揖斐川町 消防団長	揖斐分団 大和分団 北方分団 清水分団 小島分団 脛永分団	40名 35名 35名 30名 40名 30名	前島、岡島、上ミ野 井ノ口、上中島 森前 島 室、荒田、溝尻、野中、上東野 脛永
大野町水防隊 (0585)34-1111	大野町消防団長	第4分団 第5分団 第6分団	20名 20名 20名	牛洞、松山、瀬古、中之元 島部、天神、公暁 加納、本庄、下座倉
池田町水防隊 (0585)45-3111	池田町消防団長	第1分団	25名	砂畑、杉野、白鳥
神戸町水防隊 (0584)27-3111	神戸町消防団長	第2分団	27名	西座倉
計		11個分団	322名	

第5 水防関係機関の所在地及び電話番号

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
国土交通省木曾川上流河川事務所	岐阜市忠節町5丁目	(058)251-1321
国土交通省揖斐川第一出張所	揖斐川町下岡島	(0585)22-1108
国土交通省横山ダム工事事務所	揖斐川町東横山	(0585)52-2211
岐阜県河川課（岐阜県水防隊本部）	岐阜県藪田5	(058)272-1111
揖斐土木事務所（岐阜県水防隊揖斐支隊）	揖斐川町上南方	(0585)23-1111
揖斐警察署	〃	(0585)23-0110
西濃振興局 揖斐事務所	〃	(0585)23-1111
揖斐郡消防組合消防本部	大野町中之元	(0585)32-0119
大垣消防組合消防本部 （北部消防署）	大垣市外野3丁目 （池田町八幡）	(0584)87-0119 (0585)45-3733
中部電力株式会社 西平ダム管理所	揖斐川町三倉	(0585)54-2300

第6 自主防災組織

自主防災組織は、水防団体等の活動を補助し、住民の避難誘導等に従事するものとする。

池田町り災証明書交付事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第8項に規定する自治事務の一環として行うり災証明書の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。ただし、火災に起因するものは、この限りでない。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害とは、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第1号に規定する自然災害をいう。
- (2) り災証明書とは、災害によりり災した者(以下「り災者」という。)に対する救助の一環として応急的かつ一時的な救済を目的に、災害により被害を受けた家屋を目視して確認することのできる程度の被害について証明するものをいう。
- (3) 住家とは、現に人が居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は住家ではないが、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
- (4) 家財等とは、家具、調度、衣類等の生活用動産、事業用動産、建物の付帯設備及び車両等をいう。

(り災証明書の交付の目的等)

第3条 町長は、町内において災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助の行われる災害が発生したときは、り災者に対し次に掲げる支援の措置を適確に講ずることができるようにするため、当該り災者からの申請に基づき、り災証明書を交付するものとする。

- (1) 被災者生活再建支援法第3条の規定による被災者生活再建支援金の支給
- (2) 災害救助法第4条第1項第6号に掲げる住宅の応急修理
- (3) 池田町災害弔慰金の支給に関する条例(昭和49年池田町条例第15号)第12条第1項の規定による災害援護資金の貸付け
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公的な機関が講ずる支援の措置

2 前項の場合のほか、町長は、国税又は町民税における雑損控除の適用を受けようとするり災者に対して、申請に基づき、り災証明書を交付するものとする。

3 町長は、り災者で前2項に規定する措置を受けようとするもの以外のり災者に対しても、申請に基づき、必要に応じてり災証明書を交付することができる。

(り災証明書の交付の対象となるもの)

第4条 前条第1項から第3項までの規定によるり災証明書の交付は、次の各号のいずれかに該当する家屋に生じた被害に対して、これを行うものとする。ただし、町長が災害と当該被害との因果関係を確認することができない場合は、この限りでない。

- (1) 住家(町内に存するものに限る。)

(2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第12号に掲げる家屋課税台帳に同法第381条第3項に規定する事項が登録された家屋又は同法第341条第13号に掲げる家屋補充課税台帳に同法第381条第4項に規定する事項が登録された家屋(いずれの家屋も前号に該当するものを除く。)

2 り災証明書の交付は、次に掲げるものに生じた被害に対しては、これを行わない。

(1) 住家以外の建物

(2) 家財等

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が災害による被害の程度を証明することが適当ではないと認めるもの

(り災証明書の交付を受けることができる者)

第5条 り災証明書の交付を受けることができる者は、前条第1項各号に掲げる家屋の所有者とする。

2 前条第1項第1号に掲げる住家の場合にあつては、前項に定める家屋の所有者のほか、当該住家の居住者についてもり災証明書の交付を受けることができるものとする。この場合において、当該居住者は、あらかじめ当該住家の所有者の承諾を得て、委任状を持参しなければならない。

(り災証明書の交付の申請)

第6条 り災証明書の交付を受けようとする者は、り災証明申請書(別記第1号様式)を町長に提出しなければならない。

(被害の確認)

第7条 町長は、前条の規定によるり災証明書の交付の申請があつたときは、家屋に生じた被害の状況を実地で調査しなければならない。

(被害程度の認定)

第8条 町長は、前条に掲げる場合にあつては、同項本文の規定による調査の結果及び被害の状況を示す写真等に基づき、当該申請に係る家屋に生じた被害の程度が別表1のいずれに該当するものであるかを認定した上で、その結果をり災証明書(別記第2号様式)に記載し、これを当該申請者に交付するものとする。

(仮り災証明書の交付)

第9条 大規模災害発生時の混乱等により、速やかにり災証明書の交付ができないときは、仮り災証明書(別記第3号様式)を交付することができる。後日調査確認をし、被害程度の認定が終わり次第、り災証明書に切り替え交付することとする。

(手数料の免除)

第10条 り災証明書の交付については、池田町手数料条例(平成12年池田町条例第24号)第2条第2項第6号の規定に基づき、手数料は徴収しない。

(り災証明書等の交付による証明事項の取消し等)

第11条 町長は、り災証明書の交付を受けた者が偽りその他不正の手段によりこれらの証明書の交付を受けたと認められるときは、これらの証明書の交付によって証した事項を取り消すことができる。

2 前項の規定により証明事項を取り消された者は、直ちに、当該取消しに係る証明書を町長に返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月26日要綱第23号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年7月2日要綱第32号）

この要綱は、公布の日から施行する。

り 災 証 明 申 請 書

年 月 日	
池 田 町 長 殿	
申請者 住 所 氏 名 電 話	
代理人 住 所 氏 名 電 話	
次のとおり、り災したことを証明願います。	
1 り 災 日 時	年 月 日 時 分頃
2 り 災 原 因	
3 り 災 場 所	池田町
5 り 災 内 容	
備 考 欄	

記載要領

- 1) 代理人の場合は、申請者の「委任状」を添えて申請してください。
- 2) 調査前に修繕等を行う場合、被害状況のわかる写真など、できるだけ保存するようにしてください。なお、調査時に写真などで被災状況がわからない場合は、証明書が発行できない場合があります。

り 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	年齢

罹災原因	年 月 日 時 分の による
------	----------------

被災住家※ の所在地		
住家※の被害の 程度	自家・借家	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の拠点として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

岐阜県揖斐郡池田町長

印

別表(第8条関係)

被害認定基準

1	全壊（流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの。又は、住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである。又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
2	大規模半壊	「半壊」の基準のうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの。又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるとする。
3	中規模半壊	「半壊」の基準のうち、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの。又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものであるとする。
4	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの。又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものであるとする。
5	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものであるとする。
6	床上浸水	住家における浸水若しくは土砂又は竹木等の堆積が床面（畳敷きの床にあっては、畳を除いた床面）以上に達したものである。
7	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものである。

備考

- この被害認定基準は、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」及び「被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令の施行について「平成22年9月3日付府政防第608号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」及び「災害救助事務取扱要領(令和2年3月) 令和2年3月30日府政防第763号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」及び「被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)」に基づくものである。
- この表において「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至った状態をいう。
- この表において「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- この表の被害認定基準に基づく住家の被害認定に係る具体的な調査及び判定の方法については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成25年6月内閣府(防災担当))」において示された「損害基準判定」による。
- 集合住宅にあっては、原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定する。ただし、水害における浸水など各住戸間で明らかに被害の程度が異なる場合には、住戸ごとに判定のうえ、認定するものとする。

○災害応援協定一覧

協 定 名	協 定 締 結 機 関	締 結 年 月 日
岐阜県水道災害相互応援協定書	岐阜県・岐阜県内市町村	平成9年4月1日
災害時の医療救護に関する協定書	(社) 揖斐郡医師会	平成15年10月2日
災害時の救護病院指定に関する協定書	揖斐厚生病院	平成19年2月15日
災害時の救護病院指定に関する協定書	医療法人社団橋会 新生病院	平成19年2月15日
災害時における生活必需物資の供給に関する協定書	(株) ユタカファーマシー	平成19年2月28日
災害時における生活必需物資の調達に関する協定	(株) バロー	平成19年8月23日
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書	(株) ユタカファーマシー	平成19年11月5日
災害時における応急対策活動に関する協定書	西濃電気工事協同組合	平成21年3月27日
災害時応援協力に関する協定書	(社) 揖斐建設業協会	平成21年6月17日
災害時等の応急対策業務に関する協定書	岐阜県瓦葺組合揖斐支部	平成21年9月25日
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局	平成23年3月11日
災害時応援協力に関する協定書	(社) 岐阜県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会	平成23年9月7日
災害時における要援護者の輸送協力に関する協定書	揖斐タクシー(株)	平成23年10月12日
災害時におけるLPガスの供給に関する協定	(株) 岐阜県エルピーガス協会西 濃支部	平成24年12月18日
災害時相互応援協定書	福島県国見町	平成25年5月28日
災害時の歯科医療救護に関する協定書	揖斐郡歯科医師会	平成26年2月20日
災害時における相互応援に関する協定書	いび川農業協同組合	平成26年4月15日
災害時における燃料調達に関する協定書	いび川農業協同組合	平成26年4月15日
災害時要援護者への避難施設に関する協定書	いび川農業協同組合	平成26年4月15日
災害時の薬剤師医療救護に関する協定書	揖斐郡薬剤師会	平成26年7月16日
池田町・宇治田原町災害時相互応援協定書	京都府宇治田原町	平成27年5月15日
災害時における支援協力に関する協定書	マックスバリュ中部(株) イオンビッグ(株)	平成28年3月7日
揖斐郡における広域避難に関する協定書	揖斐川町・大野町	平成28年4月15日
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人照隅会 西美濃の里	平成28年9月30日
災害時等の相互応援に関する協定書	北海道芽室町	平成29年2月15日
災害時における畳の提供に関する協定書	5日で5000枚の約束。 プロジェクト実行委員会	平成29年3月13日
岐阜県及び市町村災害時相互応援協定	岐阜県・岐阜県内市町村	平成30年3月26日
災害時等の相互応援に関する協定書	長野県池田町	平成30年4月26日
災害発生時における協力に関する協定	日本郵便(株) 岐阜中央郵便 局・池田郵便局・池田八幡郵便 局	平成30年8月30日
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	医療法人ORALISS デイ サービスくついで	平成31年4月23日
災害時における一時避難所としての使用に関する協定書	アピ(株)	令和元年8月22日
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人新生会 サンビレッ ジ新生苑	令和元年10月7日

協 定 名	協 定 締 結 機 関	締 結 年 月 日
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人池田町社会福祉協議会 ふれ愛の家	令和元年10月21日
災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	令和2年7月31日
大規模災害時における相互連携に関する協定	中部電力パワーグリッド(株) 大垣営業所	令和2年8月31日
災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	社会福祉法人池田町社会福祉協議会	令和2年10月30日
災害時における応急生活物資供給に関する協定書	生活協同組合 コープぎふ	令和2年12月25日

○消防相互応援協定一覧

協 定 名	協定締結機関	締結年月日
消防相互応援協定書	大垣市	昭和42年9月1日
消防相互応援協定書	揖斐川町	
消防相互応援協定書	大野町	昭和42年4月1日
消防相互応援協定書	神戸町	昭和42年3月7日
岐阜県広域消防相互応援協定書	岐阜県内市町村・各消防組合	平成3年3月11日

○土石流危険溪流箇所

水系名	河川名	溪流名	所在地	溪流概要			保全対象	
				延長 k m	面積 k m ²	勾配	人家 戸数	公共 施設
揖斐川	杭瀬川	小豆谷	池田町 段 池田町 舟子	0.6	0.14	18°	6	
〃	〃	清水谷	〃 般若畑	0.5	0.07	11°	9	
〃	〃	中谷	〃 願成寺	1.2	0.37	22°	25	
〃	〃	志名ヶ谷	〃 小寺	1.2	0.18	24°	52	
〃	〃	霞間ヶ谷	〃 山洞 藤代	1.7	1.02	13°	25	
〃	〃	藤代谷	〃 藤代	0.7	0.13	24°	16	
〃	〃	東光寺谷	〃 片山 藤代	1.1	0.15	15°	12	

○急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

区域名	所在地	指定年月日	区域面積	保安人家 戸数	備考
片山	池田町 片山	S. 46. 2. 9	0.19ha	5	災害危険区域
舟子	池田町 舟子	〃	0.45	5	〃

○崩壊土砂流出危険地区一覧表

民有林

危険地区番号		保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	進捗状況 治山事業	位置			公共施設等					被災危険度	荒廃発生源				崩壊土砂流出区間							崩壊土砂流出危険度	備考		
市町村	地区								市町村	大字	字	人家 50戸以上	人家 49～10戸	人家 9～5戸	人家 4戸以下	公共施設 (道路除く)		道路	火災	山腹	地すべり	地質の種別又は区分	転石の混入割合	の溪床勾配	溪流延長		平均溪流勾配	点数計			補正加算点	総点数計
																									点数	m						
404	1	有	無	有	無	A	0.21	一部概成	池田町	男山	男山	0	23	0	0	0	県	a2		56	0	3	20	27	700	37	30	170	0	170	a1	
404	3	有	無	無	有	A	1.62	一部概成	池田町	男山	男山	0	49	0	0	0	市	a2		56	0	3	20	14	2700	20	24	151	0	151	a1	
404	5	有	有	有	無	A	0.46	一部概成	池田町	藤代	男山	0	40	0	0	0	県	a2		56	0	3	20	14	770	37	24	151	0	151	a1	
404	7	有	無	有	無	B	1.26	一部概成	池田町	片山		0	38	0	0	0	県	a2		56	0	3	5	5	1400	37	8	111	0	111	c1	
404	8	無	無	有	有	A	0.6	一部概成	池田町	金地谷	金地谷	0	20	0	0	0	県	a2	56		0	3	5	14	500	37	30	142	0	142	a1	
404	9	有	無	無	無	B	0.24	一部概成	池田町	南谷	南谷	307	0	0	0	1	県	a2		56	0	3	5	14	400	14	24	113	0	113	c1	
404	10	無	無	無	無	A	0.94	一部概成	池田町	深歩谷	深歩谷	408	0	0	0	1	県	a2		56	0	3	5	14	1560	37	24	136	0	136	b1	
404	11	有	無	有	無	A	0.78	無	池田町	小寺		141	0	0	0	0	市	a2		56	0	1	5	27	1300	37	30	155	0	155	a1	
404	14	有	無	有	有	A	1.38	一部概成	池田町	願成寺	内山	0	33	0	0	0	県	a2		56	0	1	5	14	2300	37	30	142	0	142	a1	
404	506	有	無	有	無	A	0.66	一部概成	池田町	願成寺		80	0	0	0	0	市	a2		56	0	1	5	14	1100	37	30	142	0	142	a1	
404	515	有	無	有	無	A	0.3	概成	池田町	藤代		0	0	7	0	0	県	b2		56	0	3	5	14	500	37	30	142	0	142	a1	

○山腹崩壊危険地区一覧表

民有林

危険地区番号		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)		進捗状況 治山事業	位置			公共施設等					被災危険度	自然条件 (最高点メッシュによる)										山腹崩壊危険度					
市町村	地区					調査地区	危険地区 (100点以上のメッシュ)		市町村	大字	字	人家 50戸以上	人家 49～10戸	人家 9～5戸	人家 4戸以下	公共施設 (道路除く)		道路	メッシュ番号	地質 類型	傾斜	縦断 面形	横断 面形	土層 深	林種	年齢	点数 計		補正点数				合計
																													崩壊 地有	地震	落石	加算 点	
404	1	有	無	無	A	5	3	一部概成	池田町	舟子	村ノ内	0	48	0	0	0	市	a2	4	1	43	28	28	9	6	23	137	無	29	0	0	166	b1
404	2	有	無	無	C	1	1	一部概成	池田町	藤代	鎌ヶ谷	0	0	0	2	0	市	c2	1	3	62	28	28	6	0	6	130	無	25	0	0	155	b1
404	501	有	無	有	A	7	5	一部概成	池田町	藤代		0	40	0	0	0	県	a2	4	3	74	6	28	6	0	0	114	無	32	0	0	146	b1
404	503	無	無	無	C	1	1	無	池田町	片山		0	0	0	0	0	林	c2	1	3	74	14	0	6	0	0	94	無	29	0	0	123	c1

○土砂災害特別警戒区域、警戒区域

溪流番号	溪流名	現象種類	区域種類	告示番号	年月日	所在地
110088	山下藪1	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町市橋
110088	山下藪1	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町市橋
110291	舟子	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町舟子
110291	舟子	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町舟子
112997	野林	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町般若畑
112997	野林	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町般若畑
112998	金地谷1	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
112998	金地谷1	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
112999	金地谷2	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
112999	金地谷2	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
113014	鎌ヶ谷	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町藤代
113014	鎌ヶ谷	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町藤代
113015	寺大門1	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
113015	寺大門1	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
121511	村之内3	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町段
121511	村之内3	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町段
121512	村之内4	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町段
121512	村之内4	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町段
211028	雨乞塚	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
211028	雨乞塚	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
211029	市橋	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町市橋
211029	市橋	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町市橋
211030	村之内1	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町舟子
211030	村之内1	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町舟子
211151	谷田1	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
211151	谷田1	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
211152	藤代	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町藤代
211152	藤代	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町藤代

溪流番号	溪流名	現象種類	区域種類	告示番号	年月日	所在地
211153	村之内2	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町舟子
211153	村之内2	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町舟子
211154	北畑	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町般若畑
211155	北山田	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町段
211155	北山田	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町段
211156	山下	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町小寺
211157	池之谷1	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
211157	池之谷1	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
211158	崇輪	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
211158	崇輪	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
211170	山下藪2	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町市橋
211170	山下藪2	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町市橋
221006	村之内5	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町段
221006	村之内5	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町段
221007	村之上1	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町段
221007	村之上1	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町段
221008	村之上2	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町段
221008	村之上2	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町段
311142	之屋敷	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町藤代
311142	之屋敷	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町藤代
311143	谷田2	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
311143	谷田2	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
311144	笹ヶ谷	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
311144	笹ヶ谷	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
311146	片山北	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
311146	片山北	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
311147	萩ヶ谷	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町舟子
311147	萩ヶ谷	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町舟子
311148	萩ヶ谷新田	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町舟子
311148	萩ヶ谷新田	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町舟子
311149	奥之山	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町舟子
311149	奥之山	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町舟子

溪流番号	溪流名	現象種類	区域種類	告示番号	年月日	所在地
311151	白山	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町般若畑
311151	白山	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町般若畑
311152	寺上1	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町小寺
311152	寺上1	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町小寺
311153	寺上2	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町小寺
311153	寺上2	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町小寺
311154	上出	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町藤代
311154	上出	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町藤代
321004	村之上3	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町段
321004	村之上3	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町段
321005	池之谷2	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
321005	池之谷2	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
321006	寺大門2	急傾斜地	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
321006	寺大門2	急傾斜地	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
G170011I	小豆谷1	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町舟子
G170011I	小豆谷1	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町舟子
G1700112	小豆谷2	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町舟子
G1700112	小豆谷2	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町舟子
G17002I	深歩谷	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町般若畑
G17003I	清水谷	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町般若畑
G17004I	大津谷	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町宮地
G17005I	中谷	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町願成寺
G17005I	中谷	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町願成寺
G17006I	大谷	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町願成寺
G17007I	細尾谷1	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町小寺
G17008I	徳谷	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町小寺
G17008I	徳谷	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町小寺
G17009I	志名ヶ谷	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町小寺
G17009I	志名ヶ谷	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町小寺
G17010I	小谷	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町藤代
G17010I	小谷	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町藤代
G17011I	鎌ヶ谷	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町藤代

溪流番号	溪流名	現象種類	区域種類	告示番号	年月日	所在地
G17012I	藤代南谷1	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町藤代
G17012I	藤代南谷1	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町藤代
G17013I	東光寺谷	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
G17013I	東光寺谷	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
G17014I	あぜ谷	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
G17014I	あぜ谷	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
G17015I	堂ヶ谷1	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
G17015I	堂ヶ谷1	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
G17015I2	堂ヶ谷2	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
G17015I2	堂ヶ谷2	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
G17016I	萩ヶ谷	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町舟子
G17016I	萩ヶ谷	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町舟子
G17017I	池の谷	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
G17017I	池の谷	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
G17018I	野坂谷	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町般若畑
G17018I	野坂谷	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町般若畑
G17019I	小和谷	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町願成寺
G17020I	井振谷	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
G17020I	井振谷	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
G17021I	金地谷	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
G17021I	金地谷	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
G17022I	城ヶ谷	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
G17022I	城ヶ谷	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
G17023I	深谷1	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
G17023I	深谷1	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
G17024I	貝谷1	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町舟子
G17024I	貝谷1	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町舟子
G17025I	貝谷2	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町舟子
G17025I	貝谷2	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町舟子
G17026I	南林谷	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町藤代
G17026I	南林谷	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町藤代
G17027I	時雨落谷	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町宮地

溪流番号	溪流名	現象種類	区域種類	告示番号	年月日	所在地
G17027I	時雨落谷	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町宮地
G17028I	深谷2	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
G17029I	深谷3	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
G17029I	深谷3	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町片山
G17030I	細尾谷2	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町小寺
G17030I	細尾谷2	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町小寺
G17031I	地獄谷1	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町藤代
G17031I	地獄谷1	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町藤代
G17032I	地獄谷2	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町藤代
G17032I	地獄谷2	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町藤代
G17033I	藤代南谷2	土石流	土砂災害警戒区域(イエロー)	岐阜県告示第43号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町藤代
G17033I	藤代南谷2	土石流	土砂災害特別警戒区域(レッド)	岐阜県告示第46号	平成25年1月25日	岐阜県揖斐郡池田町藤代

○池田町防災行政無線（同報系）屋外拡声子局一覧表

子局番号	子局設置場所	住所
0	池田町役場	池田町六之井1468-1
1	池田町北部転作促進研修センター	池田町沓井77-1
2	沓井北公民館	池田町沓井423
3	養基小学校	池田町田中555
4	養基公民館	池田町粕ヶ原568-2
5	下切公民館	池田町粕ヶ原1636
6	田中コミュニティーセンター	池田町田中243-1
7	段公民館	池田町段556-2
8	般若畑会館	池田町般若畑268-1
9	宮地大門西	池田町宮地865-2
10	さつきヶ丘公園	池田町子牛619-9
11	願成寺地区	池田町願成寺347-2地先
12	願成寺住宅	池田町願成寺134-1
13	本郷南瀬古公民館	池田町本郷515
14	ゆうごう・ほっと館	池田町本郷1190-1
15	池田中学校	池田町草深313
16	小寺地区	池田町小寺272-5
17	山洞神社	池田町山洞482-1
18	青柳地区	池田町青柳307-5
19	東町公民館	池田町池野239-4
20	西公民館	池田町田畑186-2
21	総合体育館	池田町小寺722-1
22	本町地区	池田町池野443-9
23	下田畑公民館	池田町田畑786-4
24	藤代公園	池田町藤代47
25	藤代台住宅公園	池田町藤代431-22
26	杉野公民館	池田町杉野78
27	砂畑生活改善センター	池田町砂畑6
28	萩原区公民館	池田町萩原593-1
29	上田北村公民館	池田町上田1117-4
30	北池野地区	池田町本郷1430-1地先
31	井之尻公民館	池田町上田52-2
32	池田小学校	池田町上田1160-1
33	白鳥神社	池田町白鳥536
34	下東野公民館	池田町下東野365-3
35	六之井中地区公民館	池田町六之井513
36	北部消防署	池田町八幡2675
37	上八幡集落センター	池田町八幡2467-1
38	深町橋付近	池田町八幡427-1
39	片山北公民館	池田町片山2414-2
40	上川原橋付近	池田町八幡2332-1
41	八幡小学校	池田町八幡753
42	片山南地区	池田町片山636
43	片山南公民館	池田町片山1302-1
44	池田ふれあいセンター	池田町片山297
45	市橋公園	池田町市橋539
46	市橋区公民館	池田町市橋888
47	深歩谷地区農業集落排水処理施設	池田町段233-2
48	願成寺地区1	池田町願成寺244-6
49	粕ヶ原住宅	池田町粕ヶ原1242
50	草深地区	池田町草深306-1
51	上田地区	池田町上田702
52	池田温泉東	池田町片山1962
53	大津谷公園内（受信専用）	池田町宮地

○池田町防災行政無線（同報系）戸別受信機一覧表

町行政機関

NO	施設名
1	池田町役場庁舎
2	保健センター
3	老人福祉センター
4	中央公民館
5	ゆうごうほっと館
6	養基公民館
7	宮地公民館
8	東公民館
9	中公民館
10	西公民館
11	八幡公民館
12	池田中学校
13	温知小学校
14	八幡小学校
15	宮地小学校
16	池田小学校
17	養基小学校
18	宮地保育園
19	温知保育園
20	片山保育園
21	総合体育館
22	青少年研修施設
23	西美濃さくら苑
24	池田温泉本館
25	池田温泉新館
26	さくら会館

消防・警察関係

NO	施設名
27	北部消防署
28	池田交番
29	—

その他の施設

NO	施設名
30	—
31	予備

地区公民館等

NO	自治会名	施設名
32	舟子	舟子会館
33	願成寺	願成寺公民館
34	沓井	沓井東公民館
35	〃	沓井有尾公民館
36	粕ヶ原	上之切公民館
37	〃	粕ヶ原コミュニティーセンター
38	〃	粕ヶ原公民館
39	萩原	萩原南公民館
40	本郷北	本郷北瀬古公民館
41	本郷町	本郷町瀬古公民館
42	本郷皆米	皆米公民館
43	草深	草深区公民館
44	青柳	青柳公民館
45	上田	上田公民館
46	泉町	泉町コミュニティーセンター
47	緑町	緑町会館
48	上町	上町第二会館
49	大池町	大池公民館
50	新生町	新生町コミュニティーセンター

○池田町防災行政用無線局

周波数 466.2375MHz トーン信号 周波数136.5Hz

呼出名称	機種	設置箇所
ぎょうせい いけだ	基地局	役場内
いけだ 1	車載1	消防車輛(本部班)
いけだ 2	車載2	消防車輛(1-1)
いけだ 3	車載3	消防車輛(1-2)
いけだ 4	車載4	消防車輛(2-1)
いけだ 5	車載5	消防車輛(2-2)
いけだ 6	車載6	消防車輛(3-1)
いけだ 7	車載7	消防車輛(3-2)
いけだ 8	車載8	消防車輛(3-3)
いけだ 9	車載9	消防車輛(4-1)
いけだ 10	車載10	消防車輛(4-2)
いけだ 11	車載11	消防車輛(5-1)
いけだ 12	車載12	消防車輛(5-2)
いけだ 13	車載13	公用車(町長車)
いけだ 14	車載14	公用車(健康福祉課)
いけだ 15	車載15	公用車(建設課)
いけだ 16	車載16	公用車(産業課)
いけだ 17	車載17	公用車(水道課)
いけだ 18	車載18	公用車(総務課)
いけだ 19	車載19	公用車(けすゾウ)

基地局 1局

移動局 50局

移動局(防災対策用) 1局

遠隔制御器 4基

呼出名称	機種	設置箇所
いけだ 101	携帯1	消防主任
いけだ 102	携帯2	消防団長
いけだ 103	携帯3	副団長
いけだ 104	携帯4	副団長
いけだ 105	携帯5	第1分団分団長
いけだ 106	携帯6	第2分団分団長
いけだ 107	携帯7	第3分団分団長
いけだ 108	携帯8	第4分団分団長
いけだ 109	携帯9	第5分団分団長
いけだ 110	携帯10	分団長兼指導員
いけだ 111	携帯11	分団長
いけだ 112	携帯12	第1分団副分団長
いけだ 113	携帯13	第2分団副分団長
いけだ 114	携帯14	第3分団副分団長
いけだ 115	携帯15	第4分団副分団長
いけだ 116	携帯16	第5分団副分団長
いけだ 117	携帯17	本部班
いけだ 118	携帯18	第1分団第1班
いけだ 119	携帯19	第1分団第2班
いけだ 120	携帯20	役場内
いけだ 121	携帯21	第2分団第1班
いけだ 122	携帯22	第2分団第2班
いけだ 123	携帯23	第3分団第1班
いけだ 124	携帯24	役場内
いけだ 125	携帯25	第3分団第2班
いけだ 126	携帯26	第3分団第3班
いけだ 127	携帯27	第4分団第1班
いけだ 128	携帯28	第4分団第2班
いけだ 129	携帯29	第5分団第1班
いけだ 130	携帯30	第5分団第2班
いけだ 131	携帯31	北部消防署
いけだぼうたい 101	携帯	役場内

○消防水利の状況

【令和2年4月1日現在】

種 別		合計	公設	私設
消火栓		1,254	1,254	0
防火水槽	100m ³ ～	4	0	4
	60m ³ ～99m ³	7	6	1
	40m ³ ～59m ³	166	155	11
	20m ³ ～39m ³	21	17	4
	合計	198	178	20
井戸		4	4	0
プール		6	6	0

○指定緊急避難場所一覧

避難場所の名称	所在地	備蓄倉庫
池田町役場・中央公民館駐車場	六之井1468-1・1455-1	○
道の駅池田温泉駐車場	片山1953-1	○
いこいの森池野	六之井1765-1	—
池野駅北駐車場	池野300-5	—
温知小学校屋外体育施設（グラウンド）	本郷1267	○
八幡小学校 同上	八幡753	○
宮地小学校 同上	宮地864	○
池田小学校 同上	上田1160-1	○
養基小学校 同上	田中555	○
池田中学校 同上	草深485-1	○

避難場所の名称	対象とする異常な現象の種類				指定避難所	収容可能人数 (1人当たり 3.3㎡)
	洪水	土砂崩れ 土石流 地滑り	地震	大規模な 火災		
池田町役場・中央公民館駐車場		○	○	○	○	1,400人
道の駅池田温泉駐車場	○		○	○		1,700人
いこいの森池野		○	○	○		1,000人
池野駅北駐車場		○	○	○		1,700人
温知小学校 グラウンド		○	○	○	○	2,400人
八幡小学校 同上		○	○	○	○	2,900人
宮地小学校 同上	○		○	○	○	2,400人
池田小学校 同上	○	○	○	○	○	3,200人
養基小学校 同上		○	○	○	○	2,900人
池田中学校 同上	○	○	○	○	○	6,100人

○指定避難所一覧

避難所の名称	所在地	電話番号	床面積	備蓄倉庫
宮地小学校	宮地864	45-3100	体育館 416㎡	○
宮地公民館	宮地864-14	45-7423	176㎡	○
養基小学校	田中555	45-3105	体育館 780㎡	○
養基公民館	粕ヶ原568-2	45-6926	250㎡	○
温知小学校	本郷1267	45-3166	体育館 840㎡	○
ゆうごう・ほっと館	本郷1190-1	45-5010	159㎡	○
池田中学校	草深485-1	45-3188	体育館 1,624㎡	○
総合体育館	小寺722-1	45-8711	2,636㎡	○
西公民館	田畑186-2	45-7424	218㎡	○
青少年研修施設	山洞267	45-8718	266㎡	—
池田小学校	上田1160-1	45-2681	体育館 682㎡	○
東公民館	上田1160-3	45-6712	322㎡	○
中央公民館	六之井1455-1	45-7110	773㎡	○
中公民館	六之井1480-1	45-8182	438㎡	—
八幡小学校	八幡753	45-3106	体育館 778㎡	○
八幡公民館	片山649	45-3101	315㎡	○

○福祉避難所

避難場所の名称	所在地	電話番号	備考
JAIび川デイサービスセンター清流の里みやじ	宮地885-1	44-1280	
西美濃の里	小牛307-1	44-0177	
デイサービスくついで	沓井25-1	35-7000	
サンビレッジ新生苑	本郷1501	45-5545	
ふれ愛の家	下東野18-8	44-1877	

○要配慮者利用施設一覧

施設の名称	住所	施設の区分※	浸水害						土砂災害	
			揖斐川	杭瀬川	粕川	東川	深町川	中川		奥川
西美濃さくら苑	池田町田中 5-1	1			○					
サンビレッジ新生苑	池田町本郷 1501	1		○						
リハビリセンター白鳥	池田町白鳥 386	1	○		○					
ケアハウスこころ	池田町草深 918-1	1								○
デイサービスセンターちゃぼぼ	池田町宮地 1175	1								○
デイサービスセンター清流の里みやじ	池田町宮地 885-1	1								○
レッツ倶楽部いけだ	池田町八幡 1972-1	1	○	○	○	○		○		
いいひとデイサービス	池田町片山 2311	1								
デイサービスくついで	池田町香井 25-1	1			○					
もやいの家市橋	池田町市橋 1638	1		○						
サンヒルズ ヴィラアンキーノ	池田町宮地 1175	2								○
グループホーム田舎	池田町香井 603	3			○					
グループホームあいりレー八幡	池田町八幡 343	3		○			○			
グループホーム弥生	池田町宮地 1175	3								○
グループホーム木もれびの家	池田町本郷 1572-2	3		○						
グループホームあいりレー池田	池田町藤代 698-1	3								○
西美濃の里	池田町小牛 307-1	5		○	○					
ふれ愛の家	池田町下東野 18-8	8		○						
宮地保育園	池田町宮地 720-1	10		○						○
温知保育園	池田町萩原 1216-1	10		○						
西保育園	池田町田畑 207	10		○						
片山保育園	池田町片山 2938-1	10								
養基保育園	池田町粕ヶ原 607-3	10			○					
みどりの森八幡こども園	池田町八幡 1277-1	10		○						
池田こども園	池田町白鳥 115	10	○		○					
市橋保育園	池田町市橋 1588-1	10		○						
子育て就労応援センター（八幡児童館）	池田町片山 2936-80	10								
温知児童館	池田町本郷 1267	10		○	○					
池田児童館	池田町上田 1160-2	10								
養基児童館	池田町田中 555	10			○					
ことばの教室	池田町粕ヶ原 862-1	11			○					
八幡児童クラブ室	池田町八幡 782-1	13		○						
福祉ふれあいセンター	池田町宮地 864	13								○
新生病院	池田町本郷 1551-1	19		○						
コスモ幼稚園	池田町池野 513-2	22		○	○					
温知小学校	池田町本郷 1267	23		○	○					
八幡小学校	池田町八幡 753	23		○						
宮地小学校	池田町宮地 864	23								○
池田小学校	池田町上田 1160-1	23								
養基小学校	池田町田中 555	23			○					
池田中学校	池田町草深 485-1	24								
池田高等学校	池田町六之井 242	26				○				

※施設の区分

1. 老人福祉施設
2. 有料老人ホーム
3. 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
5. 障害者支援施設
8. 障害福祉サービス事業の用に供する施設
10. 児童福祉施設
11. 障害児通所支援事業の用に供する施設
13. 放課後児童健全育成事業の用に供する施設
19. 病院
22. 幼稚園
23. 小学校
24. 中学校
26. 高等学校

※医療施設は、入院が可能な施設のみとする。

○池田町備蓄食料品整備事業計画

R3. 3. 1 現在

整備年度		令和2年度末	
備蓄場所	備蓄品名	数量	単位
中央公民館	水(1.5L)	1,486	本
	アルファ米	2,250	食
ゆうごう・ほっと館	水(1.5L)	1,166	本
	アルファ米	1,750	食
西公民館	水(1.5L)	1,090	本
	アルファ米	1,650	食
養基公民館	水(1.5L)	1,016	本
	アルファ米	1,550	食
宮地公民館	水(1.5L)	836	本
	アルファ米	1,250	食
八幡公民館	水(1.5L)	2,946	本
	アルファ米	4,450	食
東公民館	水(1.5L)	2,084	本
	アルファ米	3,150	食
合計	水(1.5L)	10,624	本
	アルファ米	16,050	食

※ 整備数量の基準 ○最大避難者数(養老一桑名一四日市断層帯地震) 5,306人

●食料 5,306人 × 3食(1日分) = 15,918食

●保存水 5,306人 × 3ℓ(1人1日3ℓ必要) = 15,918ℓ ÷ 1.5ℓ = 10,612本

○備蓄品一覧（防災備品）

R3.3.1 現在

品目	ガス炊飯器	毛布	マット	紙オムツ	ブルーシート			担架	浄水機	仮設トイレ			簡易トイレ	トイレ凝固剤	テント型トイレ	折畳テント	ボート	救命胴衣	リヤカー	拡声器	簡易テント	間仕切り	ラジオ	ベッド
					360×540	540×540	540×720			マンホール	パネル洋式	トントコイ												
品質等																								
単位	器	枚	枚	枚	枚	枚	枚	台	機	基	基	基	セット	回分	セット	張	艘	着	台	基	張	式	台	基
宮地公民館	0	90	20	0	10	0	0	2	0	2	0	2	1	0	0	0	0	0	2	2	1	0	1	0
宮地小学校	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	20
養基公民館	0	100	20	0	10	0	0	2	0	2	0	3	1	0	0	0	0	0	3	3	1	0	1	20
養基小学校	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0
ゆうごう・ほっと館	4	100	30	0	10	0	0	4	1	3	0	2	6	0	10	0	0	0	2	2	0	0	0	0
温知小学校	0	60	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
西公民館	0	86	30	0	10	0	0	4	0	2	0	1	10	0	10	0	0	0	1	3	1	0	1	0
池田中学校	0	60	0	0	0	0	0	0	0	5	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	15	0	20
東公民館	0	100	20	0	0	24	0	2	0	3	0	2	2	0	0	0	0	0	2	3	1	0	1	0
池田小学校	0	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	20
中央公民館	2	158	30	1,232	20	24	5	2	0	5	0	0	12	2,000	0	2	0	0	2	4	0	0	0	20
八幡公民館	0	160	30	0	10	0	0	2	0	4	0	0	2	0	0	2	0	0	2	3	1	10	1	0
八幡小学校	0	200	000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	20
総合体育館	0	30	20	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	20
道の駅	0	30	20	0	0	0	0	0	0	2	0	0	30	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
市橋水防倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0
池田公園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
庁舎北倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	6	1,394	220	1,232	70	48	5	18	1	35	3	14	64	2,000	20	8	2	4	16	20	5	86	5	160

- 役場保有
 - ・放射線測定器（線用シンチレーションサーベイメーター） 1基 H23 年度購入
 - ・衛星電話（ワイドスターⅡ） 1基 H23 年度購入
- 保健センター保有
 - ・安定ヨウ素剤 25,550 人分

○発電機関係備蓄一覧

R3.3.1 現在

品目	発 電 機			投 光 器			ガソリン 携行缶
	900w	2800w	2200w	1灯	4灯	ハルーン型	
出力等	900w	2800w	2200w	1灯	4灯	ハルーン型	20リットル
燃料	ガソリン	ガソリン	プロパンガス	—	—	—	—
燃料タンク容量	2.1リットル	12.7リットル	—	—	—	—	—
運転時間	3.2～7.1 時間	7～17.3 時間	10～20 時間※	—	—	—	—
単位	台	台	台	基	基	基	缶
中央公民館	2						4
ゆうごう・ほっと館	2			2			4
温知小学校							
西公民館	2			2			4
池田中学校							
養基公民館	2			1			3
養基小学校							
宮地公民館	2			1			3
宮地小学校							
八幡公民館	2	1		2	1		4
八幡小学校							
東公民館	2			2			4
池田小学校							
総合体育館	2	3	3		3		
道の駅	1						
池田公園		1			1		
庁舎北側倉庫						3	
合計	17	5	3	10	5	3	26

※10kgのプロパンガスで10～20時間（一般家庭のプロパンガスは20kg）

○防災ヘリコプター緊急離着陸場一覧

施設名	所在地	地積	電話	座標	場外	若鮎Ⅰ	若鮎Ⅱ
池田中学校	池田町草深313	150×150	0585 45-3188	E136° 36' 50" N 35° 26' 20"			
池田公園ソフトボール場 (池田公園)	池田町柏ヶ原231	80×120	0585 45-7029	E136° 32' 59" N 35° 27' 54"	○	○	○
池田町広域グラウンド	池田町杉野地先	70×200	0585 45-8711	E136° 35' 47" N 35° 27' 06"	○	○	○
池田小学校	池田町上田1160-1	150×60	0585 45-2681	E136° 35' 20" N 35° 26' 40"			

○災害物資の集積配分拠点及び地域内輸送拠点

集積配分拠点

施設名	住所	電話番号	利用可能面積	備考
池田町中央公民館	池田町六之井 1455-1	0585-45-7110	260 m ²	避難所・避難場所

地域内輸送拠点

施設名	住所	電話番号	利用可能面積	備考
池田町北部リサイクルセンター	池田町沓井 449-1	0585-45-0325	640 m ²	
池田町南部リサイクルセンター	池田町片山 390-1	0585-45-9440	920 m ²	
JA いび川 池田カントリー 倉庫	池田町上田 1318	0585-45-9013	485 m ²	
JA いび川 池田支店 倉庫	池田町青柳 37-3	0585-45-2043	398 m ²	

○池田町内文化財一覧

No.	名称	種別	所在地	備考
1	霞間ヶ溪（桜）	名勝・天然記念物	藤代 ほか	国指定名勝・天然記念物
2	池田町八幡のハリヨ繁殖地	天然記念物	八幡	県指定天然記念物
3	土岐頼忠並びに一族之墓	史跡	願成寺（禅蔵寺）	県指定史跡
4	願成寺西墳之越古墳群	史跡	願成寺	〃
5	木造聖観音立像	彫刻	六之井（妙勝寺）	県指定重要文化財
6	梵鐘	工芸品	宮地（川柳庵）	〃
7	下東野の市山からくり花火	無形民俗文化財	下東野	県指定無形民俗文化財
8	鷹の絵（土岐頼忠公筆）	絵画	願成寺（禅蔵寺）	町指定有形文化財
9	善南寺伝 十一面子安観世音菩薩像	彫刻	片山（善南寺）	〃
10	聖観音菩薩	〃	市橋（五穀寺）	〃
11	長福寺 阿弥陀如来	〃	本郷（長福寺）	〃
12	六之井閻魔堂十王像群	〃	六之井	〃
13	鏡（土岐頼忠公所持品）	工芸品	願成寺（禅蔵寺）	〃
14	織田信雄公御制札	古文書	小寺（安国寺）	〃
15	小寺村山割賦帳・先祖連判状	〃	小寺（安国寺）	〃
16	中八幡古墳出土品	考古資料	六之井（中央公民館）	〃
17	白鳥神楽	無形文化財	白鳥（白鳥神社）	町指定無形文化財
18	片山八幡神社市車山	無形民俗文化財	片山（片山八幡神社）	〃
19	般若おどり	無形文化財	般若畑	〃
20	坂本積（苔の元）	史跡	願成寺（禅蔵寺）	町指定史跡
21	本郷城跡	〃	本郷	〃
22	市橋港跡	〃	市橋	〃
23	谷汲巡礼街道 道標	〃	八幡（八幡小学校内）	〃
24	乳くれ地藏	〃	八幡	〃
25	国枝為助一族の墓	〃	本郷	〃
26	稲葉一族・池田恒利の墓	〃	本郷	〃
27	池田恒興・元助父子の墓	〃	本郷	〃
28	広葉杉（おらんだもみ/くわうえふざん）	天然記念物	願成寺（禅蔵寺）	町指定天然記念物
29	雲上の桜（しだれ桜）	〃	池野（毘沙門院）	〃

資料：社会教育課

○要請の窓口

【陸上自衛隊第10師団（守山）防衛班】

N T T電話	052—791—2191（内線531）
	052—791—2191（内線301）（夜間）

【陸上自衛隊 第35普通科連隊（守山）第3科】

N T T電話	電話	052—791—2191（内線461）（夜間477）
	F A X	052—791—2191（内線411）
防災行政無線	電話	7 —651—712（事務室） 7 —651—711（当直室）
	F A X	651—710（F A X）

○消防庁報告書

回 線 別		平 日 （ 9 : 30 ~ 17 : 45 ） ※ 震災等応急室	左 記 以 外 ※ 宿 直 室
N T T 回 線	電 話	03—5253—7527	03—5253—7777
	F A X	03—5253—7537	03—5253—7553
消 防 防 災 無 線	電 話	7527	7782
	F A X	7537	7789
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	選択番号：048—500—7527	選択番号：048—500—7782
	F A X	選択番号：048—500—7537	選択番号：048—500—7789

○岐阜県災害救助法施行細則

制 定 昭和35年8月1日 規則第67号

最終改正 平成26年4月1日 規則第49号

(総則)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害状況報告等)

第2条 災害に際し、市町村における災害が、令第1条第1項各号の一に該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村長は、ただちに災害状況報告書（別記第1号様式）に住家等一般被害状況等報告書（別記第2号様式）を添えて知事に報告しなければならない。

(救助の程度、方法及び期間)

第3条 令第3条第1項の救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。

2 知事は、特別の理由により前項の規定により難いときは、内閣総理大臣の同意を得て変更することができる。

(物資の保管命令、収用等の場合の令書)

第4条 規則第1条第1項に規定する物資の保管命令、収用等の場合の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書 別記第3号様式
- (2) 公用変更令書 別記第4号様式
- (3) 公用取消令書 別記第5号様式

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（別記第6号様式）に登録しなければならない。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては変更事項を記録しなければならない。

(受領調書)

第5条 規則第2条第3項の受領調書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

2 規則第2条第3項の規定により受領調書を作成する場合は、その物資の所有者又は占有者の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(損失補償)

第6条 規則第3条の損失補償請求書の様式は、別記第8号様式のとおりとする。

2 前項の損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

(従事命令の場合の令書)

第7条 規則第4条に規定する救助業務従事命令の場合の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書 別記第9号様式
- (2) 公用取消令書 別記第10号様式

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（別記第11号様式）に登録しなければならない。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これを抹消しなければならない。

（救助に従事できない場合の届出）

第8条 規則第4条第2項の規定による届出に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 前号以外の事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他
適当な公務員の証明書

（実費弁償の基準）

第9条 令第5条の実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。

（実費弁償費の請求書等）

第10条 規則第5条に規定する実費弁償請求書及び法第10条第3項において準用する法第6条第4項に規定する証票の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 実費弁償請求書 別記第12号様式
- (2) 証票 別記第13号様式

（扶助金支給申請書）

第11条 規則第6条の扶助金支給申請書の様式は、別記第14号様式のとおりとする。

2 前項の扶助金支給申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係るものに添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
- (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込み期間等に関する医師の意見書

3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第12条の規定による扶助金支給申請書に添付する書類は、規則第6条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

（市町村の実施する救助事務）

第12条 法第13条第1項の規定により救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合において、令第17条第1項の規定による通知は、別記第15号様式によるものとする。

2 前項の場合においては、当該市町村長は、第4条、第5条、第6条第2項、第7条及び第8条の規定により、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

（繰替支弁）

第13条 法第29条の規定により繰替支弁した市町村は、請求書（別記第16号様式）に災害救助算出内訳書（別記第17号様式）を添えて知事に請求するものとする。

全部改正〔平成12年規則188号〕、一部改正〔平成25年規則90号〕

付則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 災害救助法施行細則（昭和22年12月岐阜県規則第39号）は、廃止する。

附則（平成27年4月1日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一（第三条関係）

救助の程度、方法及び期間

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

1 避難所の供与

- (一) 避難所の供与は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対して、必要に応じて行う。
- (二) 避難所は、学校、公民館等既存建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物がないときは、仮小屋の設置又は天幕の設営により避難所とすることができる。
- (三) 避難所のため支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。
ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

(1) 基本額

避難所設置費 一人一日につき三二〇円

(2) 加算額

冬季（十月から三月まで）については別に定める額を加算する。

- (四) 避難所の開設期間は、災害発生の日から七日以内とする。

2 応急仮設住宅の供与

- (一) 応急仮設住宅の供与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する家がない者であつて、自己の資力により住宅を得ることができないものに対して、必要に応じて行う。
- (二) 応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、二百六十二万千円以内とする。
- (三) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定める。
- (四) 老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置することができる。
- (五) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらを供与するこ

とができる。

(六) 応急仮設住宅は、災害発生の日から二十日以内に建築に着工するものとする。

(七) 応急仮設住宅の供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊き出しによる食品の給与

(一) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により炊事ができない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

(二) 炊き出しその他による食品の給与は、り災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。

(三) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、一人一日につき千八十円以内とする。

(四) り災者が一時縁故地等へ避難する場合は、三日分以内の炊き出しその他の食品の供与を行う。

(五) 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から七日以内とする。

2 飲料水の供給

(一) 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行う。

(二) 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(三) 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から七日以内とする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。）により生活上必要な家財を亡失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、おおむね次の品目の範囲内において現物をもつて行う。

(一) 被服、寝具及び身のまわり品

(二) 日用品

(三) 炊事用具及び食器

(四) 光熱材料

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

(一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	五人を超える世帯
夏季（四月から九月まで）	一八、三〇〇円	二三、五〇〇円	三四、六〇〇円	四一、五〇〇円	五二、六〇〇円	五二、六〇〇円に五人を超え一人増すごとに七、七〇〇円を加算した額
冬季（十月から三月まで）	三〇、二〇〇円	三九、二〇〇円	五四、六〇〇円	六三、八〇〇円	八〇、三〇〇円	八〇、三〇〇円に五人を超え一人増すごとに一一、〇〇〇円を加算した額

(二) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	五人を超える世帯
夏季（四月から九月まで）	六、〇〇〇円	八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一四、六〇〇円	一八、五〇〇円	一八、五〇〇円に五人を超え一人増すごとに二、六〇〇円を加算した額
冬季（十月から三月まで）	九、七〇〇円	一二、六〇〇円	一七、九〇〇円	二一、二〇〇円	二六、八〇〇円	二六、八〇〇円に五人を超え一人増すごとに三、五〇〇円を加算した額

(三) (一)及び(二)の季別は、災害発生の日をもつて決定するものとする。

- 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

四 医療及び助産の給付

1 医療の給付

(一) 医療の給付は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に行う。

(二) 医療の給付は、救護班が行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合は、一般の病院若しくは診療所又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）において行うことができる。

(三) 医療の給付は、次の範囲内において行う。

(1) 診察

- イ 薬剤又は治療材料の給与
- ロ 処置、手術その他の治療及び施術

ハ 病院又は診療所への収容

(2) 看護

(四) 医療の給付のため支出する費用は、救護班による場合にあつては使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、一般の病院又は診療所による場合にあつては国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合にあつては協定料金の額以内とする。

(五) 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から十四日以内とする。

2 助産の給付

(一) 助産の給付は、災害発生の日以前又は以後七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つた者に対して行う。

(二) 助産の給付は、次の範囲内において行う。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与

(三) 助産の給付のため支出する費用は、それぞれ救護班による場合にあつては使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合にあつては慣行料金の八割以内の額とする。

(四) 助産の給付を実施する期間は、分べんの日から七日以内とする。

五 被災者の救出

1 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出することによつて行う。

2 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

3 被災者の救出の期間は、災害発生の日から三日以内とする。

六 被災した住宅の応急修理

1 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

2 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理費用は、一世帯当たり五十六万七千円以内とする。ただし、同一住家に二以上の世帯が居住している場合における費用は、一世帯当たりの限度額の範囲内とする。

3 住宅の応急修理は、災害発生の日から一月以内に完成する。

七 生業に必要な資金の貸与

1 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、生業の手段を失つた世帯に対して必要に応じて行う。

2 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込み確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与する。

3 生業に必要な資金の貸与額は、次の範囲内の額とする。

- (一) 生業費 一件につき 三〇、〇〇〇円
- (二) 就職支度費 一件につき 一五、〇〇〇円
- 4 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならない。
- 5 生業に必要な資金の貸与条件は、次のとおりとする。
 - (一) 貸与期間 二年以内
 - (二) 利子 無し

八 学用品の給与

- 1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を亡失し、又はき損したため就学上支障のある小学校の児童（特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。
- 2 学用品の給与は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において行う。
 - (一) 教科書
 - (二) 文房具
 - (三) 通学用品
- 3 学用品の給与を実施するため支出する費用は、次の額の範囲内とする。
 - (一) 教科書
 - (1) 小学校の児童及び中学校の生徒
教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
 - (2) 高等学校等の生徒
正規の授業で使用する教材を給与するための実費
 - (二) 文房具及び通学用品
 - 小学校児童 一人につき 四、二〇〇円以内
 - 中学校生徒 一人につき 四、五〇〇円以内
 - 高等学校等生徒 一人につき 四、九〇〇円以内
- 4 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならない。

九 埋葬

- 1 死体の埋葬は、災害の際死亡した者について、応急的に行う。
- 2 埋葬は、次の範囲内において、次のものを支給することにより行う。
 - (一) 棺（付属品を含む。）
 - (二) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
 - (三) 骨つぼ及び骨箱
- 3 埋葬のため支出する費用は、一体につき十二歳以上の者は二十万八千七百円以内とし、十二歳未満の者は十六万七千円以内とする。

4 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

十 死体の捜索及び処理

1 死体の捜索

- (一) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者について行う。
- (二) 死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 死体の捜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

2 死体の処理

- (一) 死体の処理（埋葬を除く。）は、災害の際死亡した者について行う。
- (二) 死体の処理は、次の事項について行う。
 - (1) 死体の洗淨、縫合、消毒等の処置
 - (2) 死体の一時保存
 - (3) 検案
- (三) 検案は、原則として救護班が行う。
- (四) 死体の処理のため支出する費用は、次の各号に掲げるところによる。
 - (1) 死体の洗淨、縫合、消毒等
一体につき三千四百円以内
 - (2) 死体の一時保存
 - イ 既存建物を利用する場合にあつては当該建物の通常の利用料、既存建物を利用しない場合にあつては一体につき五千三百円以内
 - ロ 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費
 - (3) 救護班以外の者の検案
当該地域の慣行料金の額以内
- (五) 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

十一 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- 1 障害物の除去は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運びこまれている場合又は敷地に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある場合に自己の資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
- 2 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他の除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万四千三百円以内とする。ただし、同一住家に二以上の世帯が居住している場合における費用は、一世帯当たりの限度額の範囲内とする。
- 3 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

十二 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- 1 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

- (一) 被災者の避難
- (二) 医療及び助産
- (三) 災害にかかった者の救出
- (四) 飲料水の供給
- (五) 死体の搜索
- (六) 死体の処理（埋葬を除く。）
- (七) 救済用物資の整理配分

2 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

3 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇入れの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

一部改正〔昭和三六年規則七六号・一二三号・三七年一〇〇号・三八年一九号・七五号・三九年九五号・四〇年七五号・四一年五〇号・四二年五一号・九三号・四三年一〇一号・四四年九一号・四五年一三一号・四六年九八号・四七年一四三号・四八年一二〇号・四九年一二号・八五号・一三五号・五〇年一一六号・五一年一〇三号・五二年一〇六号・五三年八六号・五四年七二号・五五年七五号・五六年六二号・五七年七五号・五八年六八号・五九年六〇号・六〇年六一号・六一年六三号・六二年七二号・六三年五八号・平成元年五一号・二年四七号・三年七五号・四年六六号・五年七二号・六年六九号・七年七四号・九年七九号・一〇年九三号・一一年一〇四号・一二年一八八号・一四年九号・八〇号・一五年六三号の二・一六年六四号の二・一七年五三号の二・一八年六九号・一九年五六号・二〇年四八号・二一年七〇号・二二年六六号・二四年四七号・二五年九〇号・二六年四九号の二・二七年三〇号〕

別表第二（第九条関係）

従事者の区分	実費弁償の種類及び額		
	日当	時間外勤務手当	旅費
令第四条第一号から第四号までに規定する者	<p>県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度知事が決定する額以内の額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮してその都度知事が決定する額以内の額</p>	<p>日当の額を八で除して得た額を岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号。以下「給与条例」という。）第十七第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額とみなして給与条例第十四条の規定の例により算定した額以内の額</p>	<p>県の職員が公務のために旅行するとした場合に岐阜県職員等旅費条例（昭和三十二年条例第三十号）の規定により支給すべき旅費の額に相当する額以内の額</p>
令第四条第五号から第十号までに規定する者	<p>当該地域における業者の慣行料金にその百分の三に相当する額を加算した額以内の額</p>		

全部改正〔平成二〇年規則四八号〕、一部改正〔平成二一年規則七〇号・二五年九〇号〕